

明治大学学術成果リポジトリ運用指針

2008年2月22日制定

(趣旨・目的)

第1条 この運用指針は、学校法人明治大学及びその設置する学校（以下「本学」という。）における、明治大学学術成果リポジトリ（通称名「Meiji Repository」、以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

リポジトリは、本学において創生された学術成果を収集し、恒久的に蓄積及び保存並びに学内外に無償で発信及び提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、研究者としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この指針における用語の定義は、次に定めるものとする。

- (1) リポジトリシステム リポジトリを運用するための機器（サーバ等）及び関連ソフトウェアのことをいう。
- (2) 送信 リポジトリシステムへ掲載した電子的な教育及び研究成果（以下「学術成果」という。）を、電子的手段を用いて配信、伝送、公衆送信できる状態のことをいう。
- (3) 公開 リポジトリシステムへ格納された学術成果を、リポジトリシステムの利用者が、電子的手段を用いて閲覧又は受信できる状態のことをいう。
- (4) 格納 学術成果をリポジトリシステムで公開、送信できる状態で記録することをいう。
- (5) 複製 リポジトリシステムで公開しているデジタル化された学術成果が、ダウンロード又はバックアップ等によって電子的な複製物として記録・保存された状態にあることをいう。
- (6) 使用 オープンサイエンス推進センター（以下「センター」という。）がリポジトリを運用するために学術成果を用いることをいう。
- (7) 利用 センター以外の者が、リポジトリシステムに格納された学術成果にアクセスし、これを閲覧し、ダウンロードまたは複製することをいう。
- (8) 利用者 リポジトリシステムを利用する者をいう。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、センターにおいて行うものとし、センター長を責任者とする。管理運用に関し必要な事項は、センターの下に構成された学術成果リポジトリ専門部会（以下「専門部会」という。）で決定するものとする。

2 専門部会の組織・運用等に関する事項は、別に定める。

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することができる学術成果は、次に掲げる要件を満たすもの

とする。

(1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

ア 学術論文（学術雑誌論文，紀要論文，プレプリント，学会発表論文等）

イ 学位論文（博士論文，要旨集）

ウ 教育資料（講義資料，講演資料，歴史的資料）

エ 報告資料（学術報告書，科学研究費補助金研究成果報告書，COE・GP 報告書等）

オ 学術成果の根拠となるデータ

カ その他公開可能な教育・研究成果

(2) 原則として，内外の学術機関等により公表されたものであること。

(3) 本学の教職員又は学生がその主要な部分を作成したものであること。

(4) 知的財産権に係る法令等，学会等の投稿規約等，商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること。

(5) 公開することについて倫理上その他の問題が生じないものであること。

ただし，本学が発行主体となる刊行物に掲載されたもの（表紙，目次等）は，(1)，(2)及び(3)の要件を満たさない場合でも登録できるものとする。

（登録者）

第5条 リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は，次に掲げる者とする。

(1) 本学に在籍する，又は在籍したことのある教職員及び教員が推薦する学生

(2) 本学に在籍する，又は在籍したことのある教職員及び教員が推薦する学生と共同研究を行った者

(3) 本学が発行主体となる刊行物に学術成果が掲載された者。ただし，登録できる学術成果は本学が発行主体となる刊行物に掲載されたものに限る。

(4) その他センター長が認めた者

2 前項の推薦及び承認の方法については，別に定める。

（登録及び登録の代行）

第6条 登録者は，登録システムを通じて自らが作成した，又は作成に関わった学術成果の登録を行うものとする。ただし，センターは，著作者の依頼により，その登録手続を代行することができる。

2 学内各機関の出版に関わる学部の委員会や部署等は，著作者の希望に応じてリポジトリへの登録事務を代行することができる。

3 センターは，登録の申請をされた学術成果について，著作権その他の権利の帰属及び制限等を調査して登録の可否を判断し，次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 公開に支障がないと判断した場合，学術成果等のタイトル，著者名等を確認した上で，リポジトリに登録し，リポジトリシステムで公開する。

(2) 公開に支障があると判断した場合，登録者に登録できない旨を通知する。

(登録された学術成果の使用)

第7条 センターは、次に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術成果を使用することができる。

- (1) 当該学術成果を複製し、リポジトリシステムに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開し、電子的手段により送信し、又は公衆送信可能な状態に置くこと。2021年3月31日時点までの登録については、登録者が希望した場合は学内のみで公開とし、それ以降の登録については全て学外も含め公開とする。
- (3) 保存及び使用の維持のための複製・媒体変換を行うこと。

2 センターは、リポジトリに登録された学術成果の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前項に掲げる方法以外による使用は行わないこと。
- (2) ネットワークを通じて当該学術成果を利用する者に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する私的目的での複製、引用等の権利制限を超えて利用しようとする場合、著作権者、著作隣接権者その他の関連する権利者の書面による許諾を得なければならないことを周知すること。

(学術成果の著作権、その他の権利及び利用許諾)

第8条 学術成果の著作権その他の権利が登録者にのみ帰属している場合、登録者は、センターに対し、第7条第1項に規定する方法により当該学術成果の使用を無償で許諾するものとする。

2 学術成果の著作権、出版契約上の出版者の債権その他の権利が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、センターに対し、第7条第1項に規定する方法により当該学術成果の利用を無償で許諾することについて、他の著作権者（共著者）、編集者、監修者、著作隣接権者その他の関連する権利者（権利者が死亡しているときはその者の相続人、権利の譲渡がある場合にはその権利の譲受人）から同意を得なければならない。

3 学術成果の著作権その他の権利が登録者以外の者に帰属している場合（著作権の譲渡、相続等）、当該権利に担保権が設定されている場合、当該権利が民事執行法に基づき差し押さえられている場合、当該権利について仮処分命令または仮差押命令が発せられている場合又は当該権利が破産財産を構成する場合等においては、登録者は、センターに対し、第7条第1項に規定する方法により当該学術成果の利用を無償で許諾することについて、著作権者の譲受人、担保権者、差押債権者又は破産管財人その他の適法に処分権又は管理権を有する者から同意を得なければならない。ただし、著作権者その他の関連する権利者があらかじめ書面による許諾の方針を示している場合には、この限りでない。

4 学術成果がリポジトリに登録された後も、当該学術成果の著作権その他の権利がセンターに移転されることなく、著作権者その他の関連する権利者がこれを保有し、か

つ、本指針に定めるところに従ってセンターが学術成果を使用する場合を除き、当該学術成果の著作者の著作者人格権が損なわれ又は制限を受けない。

- 5 第2項及び第3項において、登録者自らが当該学術成果について正当な権利を有する者から許諾を得ることが困難な事情がある場合は、センターに対し、当該権利者等からの同意取得事務を委任することができる。
- 6 第2項及び第3項において、学術成果にかかる権利の有効性、帰属、範囲または内容につき紛議がある場合、複数の権利が錯綜しその権利状態が明瞭ではない場合、訴訟係属中である場合又は遺産分割未了の場合を含め、当該権利の帰属等が法的に浮動的状态にある場合には、権利の帰属等について法的に確定した状態となるまでは、当該学術成果をリポジトリに登録してはならない。

(学術成果登録の拒絶)

第9条 センターは、次に掲げる事由がある場合には、学術成果をリポジトリに登録することを拒絶できる。

- (1) 学術成果の内容が他の者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合
 - (2) 学術成果が犯罪を構成する場合
 - (3) 学術成果が公序良俗に反する内容を含む場合又は社会的にみて著しく不適切な内容である場合
- 2 前項により登録を拒絶した場合には、センターは、登録者に対して、遅滞なく通知するものとする。
 - 3 第1項により登録を拒絶された者は、拒絶の理由を文書で示すようセンター長に対して請求することができる。

(学術成果公開の解除)

第10条 センターは、次に掲げる場合において、リポジトリに登録された学術成果の公開を解除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して解除申請を行い、当該解除申請をセンター長が承認した場合
 - (2) 盗用又は剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、センター長が公開の解除を決定した場合
- 2 リポジトリに登録された学術成果が仮処分中である場合、公開を一時停止することができる。

(登録者の責任)

第11条 登録された学術成果の内容に関しては、登録者が責任をもつものとする。

(苦情・告発処理)

第12条 リポジトリシステムの利用者その他の者からリポジトリに登録・公開されている学術成果に関する苦情等の申し出があった場合、著作権及び著作隣接権に関する紛議が生じた場合その他リポジトリに登録されている学術成果の公開を継続すべきかどうかについて疑義が生じた場合等においては、専門部会において協議し、適切に

対応するものとする。ただし、専門部会は、定型的に対処可能な事柄に関しては、その範囲及び対応のあり方について指針等を定めた上で、個々具体的な対応をセンター長に委任することができる。

2 苦情等の受付窓口及び協議結果の通知方法等に関しては、別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第13条 個人情報の取り扱いに関しては、本学の定める規程に従う。

(その他)

第14条 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者及び専門部会において決定する。

2 この指針を改正する場合は、専門部会の承認を得るものとする。

附 則 (明治大学学術成果リポジトリ運営委員会承認)

この指針は、2008年2月22日から施行する。

附 則 (明治大学学術成果リポジトリ運営部会承認)

この指針は、2021年2月20日から施行する。

(注 登録された学術成果の使用方法の変更等に伴う改正)

附 則 (明治大学学術成果リポジトリ運営部会承認)

この指針は、2024年3月20日から施行する。

(注 登録対象の追加に伴う改正)

附 則 (明治大学学術成果リポジトリ専門部会承認)

この指針は、2026年4月1日から施行する。

(注 センター、部会の名称変更並びに登録対象及び登録者の追加に伴う改正)